

議案第 78 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
境港市民交流センター

- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 きさらぎ・さんびる共同企業体
所在地 境港市馬場崎町 2 1 1 番地 1

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市馬場崎町 211 番地 1
名 称 きさらぎ・さんびる共同企業体
代表者 木村 光哉

2 構成団体

所在地 境港市馬場崎町 211 番地 1
名 称 株式会社 きさらぎ
代表者 木村 光哉

所在地 松江市乃白町薬師前 3 番地 3
名 称 株式会社 さんびる
代表者 田中 正彦

3 設立年月日 令和 3 年 6 月 18 日

4 設立目的

境港市民交流センターにおいて、市民相互の交流及び市民の文化芸術活動の振興、豊かな文化と笑顔あふれるまちを実現する新たなコミュニティの創生を図ることを目的とする。

5 業務内容

- (1) 市民がつどい、つながり、学びあう新たなコミュニティを創生するための企画及び実践並びにこれらを担う人材の育成に関する業務
- (2) 境港市民交流センターの施設及び設備の使用許可並びに使用料の徴収に関する業務
- (3) 境港市民交流センターの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 舞台芸術、音楽、美術その他芸術文化事業の企画、制作及び実施に関する業務
- (5) その他、本企业体の目的の達成のために必要な業務及び境港市民交流センターの運営に関する業務

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第79号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

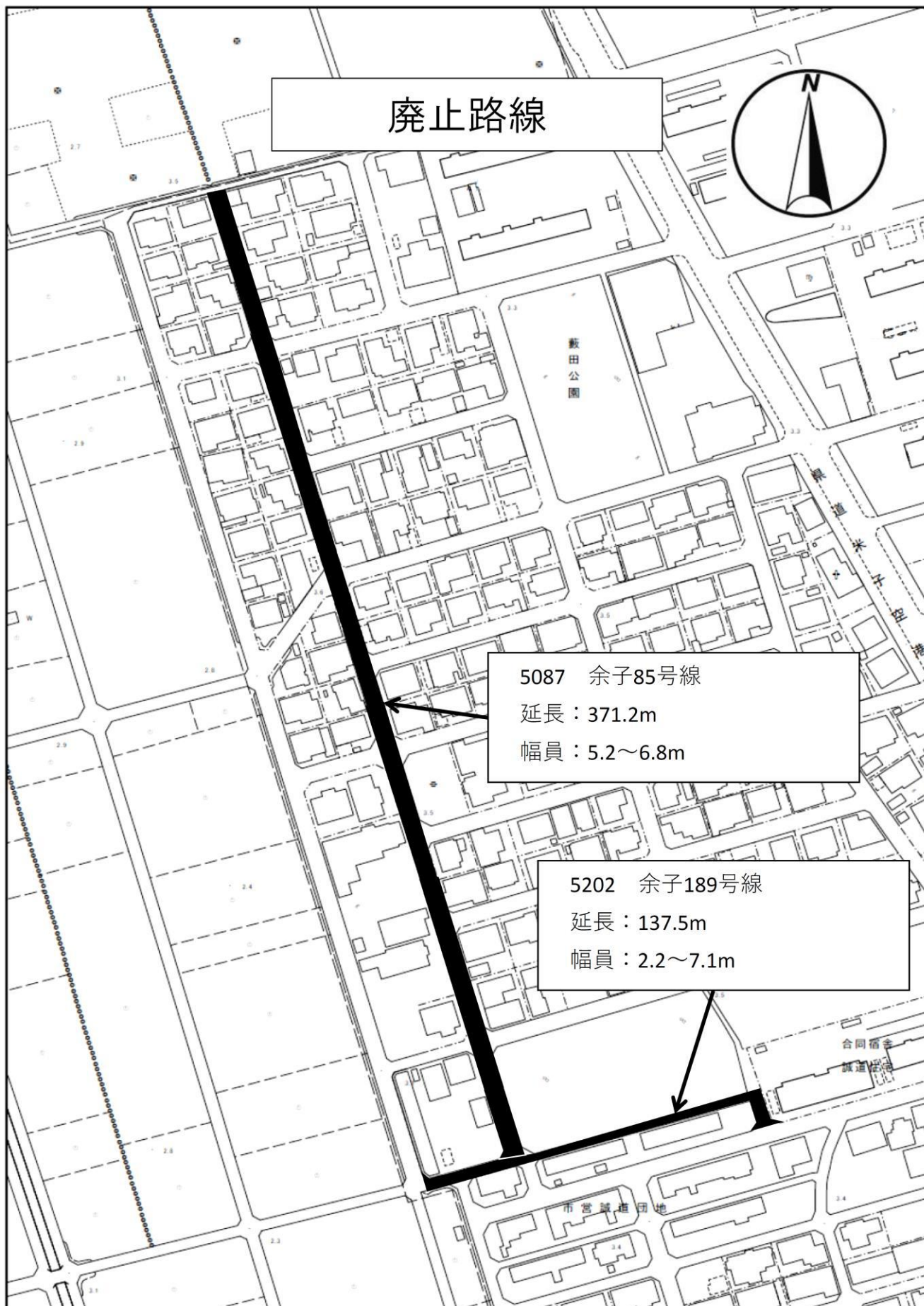
令和3年9月7日 提出

境港市長 伊達憲太郎

廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5087	余子85号線	誠道町44番地先	
		誠道町225番地先	
5202	余子189号線	誠道町225番地先	
		誠道町216番地先	

(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 80 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

認 定 路 線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5 0 8 7	余子 8 5 号線	誠道町 4 4 番地先	
		誠道町 2 1 6 番地先	

(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会を経なければならない。

（以下省略）